

# 令和5・6年度 さいたま市小規模修繕業者登録 申請の手引・様式集 【随時申請用】

## 目 次

第1章 申請の概要	1 小規模修繕業者登録を申請される方へ	1
	2 登録申請要件	1
	3 登録の有効期間	1
	4 登録業務	1
	5 小規模修繕業者登録者の扱い	2
第2章 申請準備・提出方法	1 申請関係の書類	3
	2 申請書類の提出方法	
	3 申請の際の注意事項	
第3章 申請受理後の注意事項	1 審査結果の通知	4
	2 登録名簿登載後の注意事項	
	3 登録名簿からの抹消	
	4 申請事項の変更等の届出	
第4章 提出書類	1 提出書類の種類	5
	2 提出書類作成の手順	5
	3 提出書類作成の注意事項	6
	4 提出書類一覧表	6
	5 新型コロナウイルス感染症の影響による特例について	10
第5章 市指定様式記入要領	1 受付証	11
	2 小規模修繕業者登録申請書	12
	3 小規模修繕登録希望業務申請書	14
	4 外字の取扱について	16
	5 委任状（小規模修繕）	17
第6章 市指定様式集	1 受付証	19 ～
	2 小規模修繕業者登録申請書	
	3 小規模修繕登録希望業務申請書	
	4 委任状（小規模修繕）	

「建設工事」、「設計・調査・測量」、「土木施設維持管理」、「物品納入等」及び「業務委託」のいずれかの競争入札参加資格者名簿に登載されている者は、この小規模修繕業者登録に申請できません。

### 【お問い合わせ先】

さいたま市財政局契約管理部契約課

電話 048-829-1179（直通）

さいたま市水道局業務部管財課

電話 048-714-3080（直通）

# 申請の流れ

※ 小規模修繕業者登録は、電子申請を実施していません。

## 提出書類の準備

提出書類には、主に①市指定様式と②添付書類があります。本申請の手引を参照のうえ、作成又は取得してください。

## 書類の提出

書類を契約課窓口原則持参のうえ提出します。

## 書類の審査等

受付後、小規模修繕業者登録受付証を発行します。  
審査結果の通知が届くまでの間、受付証を保管しておいてください。

## 審査結果の通知発送

審査結果については、封書で郵送します。

# 第1章 申請の概要

## 1 小規模修繕業者登録を申請される方へ

小規模修繕業者登録とは、さいたま市が発注する、内容が軽易で、かつ履行の確保が容易な100万円以下の小規模な修繕（施設修繕・その他修繕・物品修繕）の契約について、市内事業者を対象に契約希望者を登録する制度です。

## 2 登録申請要件

次のいずれかに該当する方は、申請することができません。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の4第1項（施行令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）に掲げる者
- (2) 施行令第167条の4第2項（施行令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定により、市の競争入札に参加させないこととされた者
- (3) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）がその事業活動を支配している場合、その他暴力団員との関係が特に認められる場合であって、さいたま市長及びさいたま市水道事業管理者（以下「市長等」という。）が不適格であると認める者
- (4) 国税（消費税及び地方消費税並びに法人にあつては法人税、個人事業主にあつては申告所得税及び復興特別所得税）について未納がある者又はこれに未納があり分割納付中である者
- (5) 地方税（法人にあつては法人市民税、個人事業主にあつては個人市民税）について未納がある者又はこれに未納があり分割納付中である者
- (6) 個人事業主の場合は、さいたま市に住民登録を有しない者、さいたま市内に本店を有しない者又はさいたま市外にある事業所で登録をしようとする者
- (7) 法人の場合は、さいたま市内に主たる営業所（本社・本店等）を有しない者又はさいたま市外にある事業所で登録をしようとする者
- (8) さいたま市の実施する競争入札の参加資格に関する審査を受け、さいたま市競争入札参加資格者名簿に登録された者

## 3 登録の有効期間

- (1) 各月15日までに申請をした場合は、翌月1日から令和7年3月31日まで
- (2) 各月16日以降に申請をした場合は、翌々月1日から令和7年3月31日まで

## 4 登録業務

- (1) 登録業務は、施設修繕、その他修繕及び物品修繕の3区分に分類されています。  
また、施設修繕については、大工、内装、屋根、畳、ふすま・障子、ガラス、給排水設備、給湯設備、トイレ、サッシ・カーテン、空調設備、ガス管配管設備、厨房設備、電気設備、ドア・シャッター、塗装、防犯設備、外溝・フェンスの18業務に細分化されています。
- (2) 申請することができる登録業務の数は、施設修繕業務（(1)に掲げた18業務）、その他修繕業務及び物品修繕業務の全20業務のうち、5業務以内です。

## 5 小規模修繕業者登録者の扱い

- (1) 登録が認められた者は、小規模修繕業者登録者として「令和5・6年度小規模修繕業者登録名簿」（以下「登録名簿」という。）に登載されます。
- (2) 小規模修繕業者登録者は、本市が発注する小規模修繕の見積業者選定の対象となりますが、契約等を約束するものではありません。
- (3) 小規模修繕業者登録者は、建設工事、設計・調査・測量、土木施設維持管理、物品納入等及び業務委託の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加することはできません。
- (4) 登録名簿は本市のホームページ等で公表しますので、あらかじめご了承ください。

## 第2章 申請準備・提出方法

### 1 申請関係の書類

#### (1) 配布書類

さいたま市小規模修繕業者登録申請の手引・様式集【本冊子】

#### (2) 入手方法

ア さいたま市ホームページからのダウンロード

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/011/003/p003077.html>

#### (ア) 配布期間

令和5年4月3日（月）から令和7年2月14日（金）まで

イ さいたま市役所契約課窓口

#### (ア) 配布期間

令和5年4月3日（月）から令和7年2月14日（金）まで

（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日（以下「休日」という）を除く。）

#### (イ) 配布時間

午前8時30分から午後5時15分まで

### 2 申請書類の提出方法

原則、持参による申請とします。

#### (1) 受付期間及び時間

令和5年4月3日（月）から令和7年2月14日（金）まで（休日を除く）  
午前8時30分から午後5時15分まで

#### (2) 受付場所

さいたま市役所財政局契約管理部契約課

### 3 申請の際の注意事項

(1) 申請が受理された後は、申請内容を変更できません。申請受理後に登録内容の変更（代表者や代理人の変更）等があった場合は、登録名簿が有効となった後に、変更等の手続きを行ってください。

(2) 提出された書類等は、いかなる場合であっても返却いたしませんので、あらかじめご了承ください。

(3) 申請書の記入漏れ、添付書類の不備・不足等があった場合は、登録名簿に登載されません。提出の際は、手引や申請書の内容を十分確認してください。

※ 様式については必ず最新のものを使用してください。旧様式での申請は受け付けておりません。

(4) 必要な書類を全て受領した段階で受理としますので、期限までに余裕を持って申請してください。

## 第3章 申請受理後の注意事項

### 1 審査結果の通知

審査の結果については、申請した事業所宛に封書で郵送します。

なお、結果通知書の再交付は行っておりません。

### 2 登録名簿登載後の注意事項

- (1) 審査後、登録が認められた者を小規模修繕業者登録者として登録名簿に登載し一般に公開します。  
また、申請内容は、さいたま市情報公開条例の「不開示情報」に該当しない限り情報公開の対象になります。
- (2) 申請者に対し、この手引に記載のない資料等の提出若しくは提示又は説明を必要に応じて求める場合があります。

### 3 登録名簿からの抹消

小規模修繕業者登録者が以下の事由に該当した場合、登録名簿から登録を抹消します。

- (1) 第1章2(1)、(2)、(3)、(6)、(7)又は(8)に該当する者となったとき。
- (2) 登録名簿からの抹消を届出たとき。
- (3) その他市長等が必要と認めるとき。

### 4 申請事項の変更等の届出

登録が有効となった後に、登録事項に変更があったときは、速やかに変更届をご提出ください。

ア 変更の届出が必要な事項、様式及び添付資料については、さいたま市ホームページに掲載しています。

イ 申請受理後に登録内容の変更（代表者や代理人の変更）等があった場合は、登録が有効となった後に変更等の手続きを行ってください。

ウ 変更届等の様式は、過去に掲載していたものと異なりますので、必ず最新のもの（令和5・6年度用のもの）を使用してください。

エ 個人事業主の法人化や相続、事業主の変更が生じる場合は、事前に契約課にご相談ください。改めて随時申請にて申請していただく場合があります。

## 第4章 提出書類

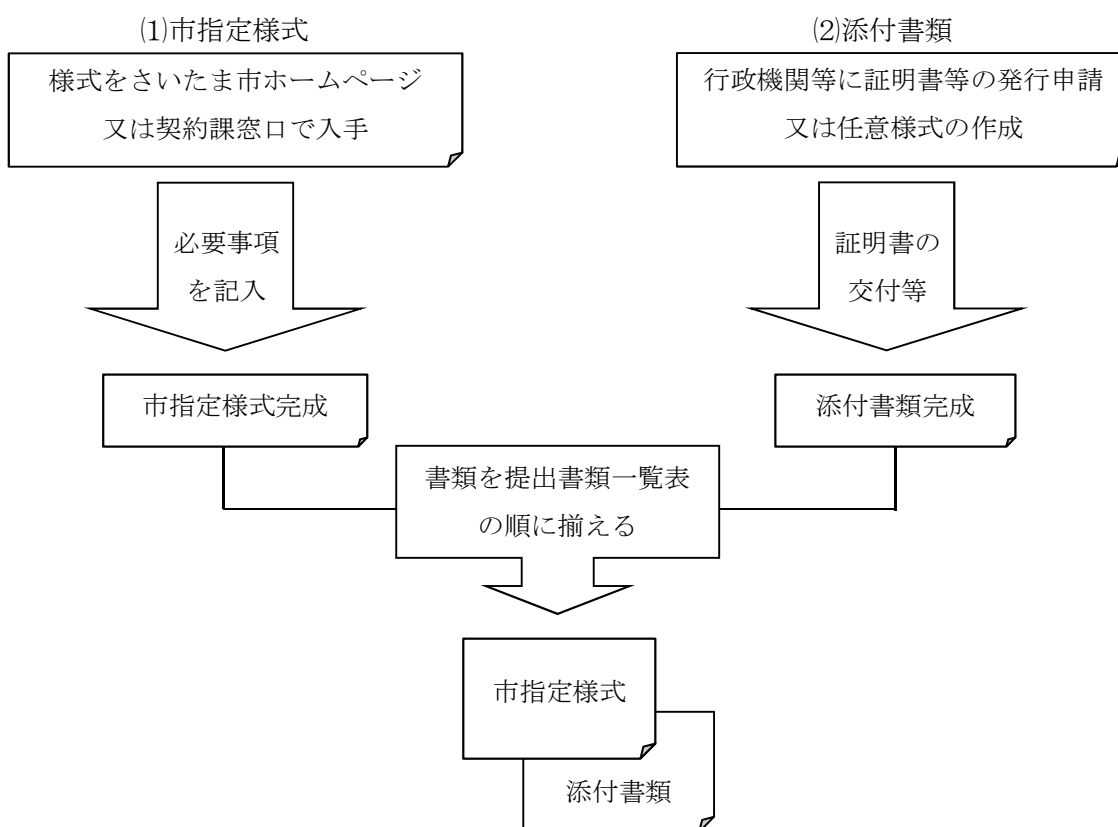
### 1 提出書類の種類

提出書類は、次の2種類になります。

(1) 市指定様式	・ 申請書、委任状等、さいたま市が指定する様式を使って作成する書類です。 詳しくは、「第5章 市指定様式記入要領」をご覧ください。
(2) 添付書類	・ 納税証明書等、第三者から交付される書類又は決算書類等任意様式で作成する書類です。

### 2 提出書類作成の手順

提出書類は次の方法で作成し、提出してください。



### 3 提出書類作成の注意事項

(1) 提出書類全般について

ア 提出書類はA4サイズに統一してください。添付書類でA4サイズでないものは、A4サイズに縮小コピー又は拡大コピーし、市指定様式はA4サイズ用の紙に片面印刷で作成してください。

イ 代理人は、市内に委任先の所在地がある場合のみ設置することができます。

(2) 市指定様式について

ア 黒のペン又は黒のボールペンを使用し、楷書ではっきりと記入してください。パソコン等で作成の場合は、黒字で作成してください。書き直すことのできる筆記具（鉛筆・シャープペンシル・消すことのできるペン等）は使用しないでください。

イ 修正液、修正テープ等は使用しないでください。

ウ 押印欄において、印影の欠けや滲みがないよう、明瞭に押印してください。

エ 日本語で作成してください。

オ 必ず最新の様式で作成してください。

カ 誤記載等された場合は、注意事項に沿った、正しい内容で様式を作成し直してください。

(3) 添付書類について

ア 行政機関等が発行する証明書等は写しでの提出も可とします。ただし、印鑑証明書及び印鑑登録証明書について、拡大・縮小コピーしたものは不可とします。拡大・縮小コピーしたものが提出された場合、原本の提出を求めることがあります。

イ 行政機関等が発行する証明書等は、他に指定があるものを除き申請受付日（本市で受付した日）前3か月以内に発行されたもので現状を反映しているものに限りま。

ウ 外国語で記入してあるものは、日本語の訳文を付記又は添付してください。

### 4 提出書類一覧表

提出の際には、提出書類を一部ずつ、次の一覧表の項番順に揃えて、クリップ等で束ねて提出してください。ファイルとじ、ホチキス止め等はしないでください。

(1) 法人・個人共通の書類（市指定様式）

項番	書類名	備考
1	受付証	「第5章 市指定様式記入要領」を参照してください。
2	小規模修繕業者登録申請書	
3	小規模修繕登録希望業務申請書	
4	【代理人を設置する場合のみ対象】 委任状（小規模修繕）	



## (2) 添付書類

※ 行政機関が発行した証明書等は、申請受付日（本市で受付した日）前3か月以内に発行されたもので現状を反映しているものに限りします。

項番	書類名	備考
1	【法人のみ対象】 履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書（写し可）	・法務局で発行しています。
2	【個人事業主のみ対象】 身分（元）証明書（写し可）	・本籍地の市区町村で発行しています。
3	【法人のみ対象】 法人番号の確認資料（「国税庁法人番号公表サイト」の法人情報の画面を印刷したもの）	・「国税庁法人番号公表サイト（ <a href="https://www.houjin-bangou.nta.go.jp/">https://www.houjin-bangou.nta.go.jp/</a> ）」から商号及び所在地等で検索し、表示された法人情報の画面を印刷したものを提出してください。
4	【個人事業主のみ対象】 登記されていないことの証明書（写し可）	・成年被後見人、被保佐人、被補助人でないことの証明書を提出してください。ただし、被補助人の場合は、成年被後見人、被保佐人でないことの証明と、後見登記等ファイルに記録されている事項証明書を提出してください。 ●発行場所● 1 全国の法務局・地方法務局（本局）の戸籍課（窓口） ※ 埼玉県内は、さいたま地方法務局のみ 2 東京法務局民事行政部後見登録課（窓口または郵送） 問い合わせ先：東京法務局民事行政部後見登録課 電話 03-5213-1360 ( <a href="https://houmukyoku.moj.go.jp/tokyo/static/i_no_02.html">https://houmukyoku.moj.go.jp/tokyo/static/i_no_02.html</a> )
5	【法人のみ対象】 印鑑証明書（写し可）	・法務局で発行しています。 ・拡大・縮小したものは、不可とします。 ・原寸大ではないものが提出された場合は、原本の提出を求めています。
6	【個人事業主のみ対象】 印鑑登録証明書（写し可）	・住民登録している市区町村で発行しています。 ・拡大・縮小したものは、不可とします。 ・原寸大ではないものが提出された場合は、原本の提出を求めています。

項番	書類名	備考
7	<p>【法人のみ対象】 納税証明書（その3の3 「法人税」及び「消費税及 地方消費税」について未納 税額のない証明用）（写し 可）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現在の住所地（納税地）を所轄する税務署で発行しています。証明書の請求には、税務署窓口での待ち時間が短縮可能なオンライン請求が利用できます。詳細は、e-Taxホームページをご覧ください。 (<a href="https://www.e-tax.nta.go.jp/tetsuzuki/shomei_index.htm">https://www.e-tax.nta.go.jp/tetsuzuki/shomei_index.htm</a>)</li> <li>・新設の法人及び免税事業者も提出してください。</li> <li>・連結納税の適用を受けている者については納税義務者（連結親法人）の証明書も一緒に提出してください。</li> <li>・納税証明書「その3」の場合でも、「法人税」と「消費税及地方消費税」の両方で未納がないことの確認ができる証明書であれば可とします。</li> <li>・電子納税証明書（PDF）を印刷したものでも可とします。</li> <li>・新型コロナウイルス感染症の影響により納税証明書が取得できない場合は10ページをご覧ください。</li> </ul>
8	<p>【個人事業主のみ対象】 納税証明書（その3の2 「申告所得税及復興特別所 得税」及び「消費税及地方 消費税」について未納税額 のない証明用）（写し可）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現在の住所地（納税地）を所轄する税務署で発行しています。証明書の請求には、税務署窓口での待ち時間が短縮可能なオンライン請求が利用できます。詳細は、e-Taxホームページをご覧ください。 (<a href="https://www.e-tax.nta.go.jp/tetsuzuki/shomei_index.htm">https://www.e-tax.nta.go.jp/tetsuzuki/shomei_index.htm</a>)</li> <li>・新規開業の場合及び免税事業者も提出してください。</li> <li>・納税証明書「その3」の場合でも、「申告所得税及復興特別所得税」と「消費税及地方消費税」の両方で未納がないことの確認ができる証明書であれば可とします。</li> <li>・電子納税証明書（PDF）を印刷したものでも可とします。</li> <li>・新型コロナウイルス感染症の影響により納税証明書が取得できない場合は10ページをご覧ください。</li> </ul>



さいたま市PRキャラクターつなが竜ヌウ

項番	書類名	備考
9	さいたま市の市税納税証明書又は所得・課税（非課税）証明書（写し可）	<p>・市税の証明書は、北部・南部市税事務所市税の総合窓口、大宮区・浦和区を除く各区役所市税の窓口、支所、市民の窓口、郵送等により発行しています。詳しくは、さいたま市ホームページをご覧ください。 (<a href="https://www.city.saitama.jp/001/004/004/p007800.html">https://www.city.saitama.jp/001/004/004/p007800.html</a>)</p> <p>1 法人の場合 申請日直前1年分の完納が証明できる法人市民税の納税証明書を提出してください。 さいたま市に事業所を開設してからまだ間がなく、1年分の完納を証明できない場合は、証明可能な期間の法人市民税の納税証明書を提出してください。 さいたま市に事業所を開設してから、1度も事業年度が終了していない場合は、さいたま市に提出した法人の設立（設置）変更等申告書（控）（受理印のあるもの）の写しを提出してください。電子申請を行っている場合は、申告書の写しと申請事業者の受付を確認できる画面のコピーを提出してください。 税目が「市民税・県民税（特別徴収）」の納税証明書は提出書類の対象ではありません。 新型コロナウイルス感染症の影響により納税証明書が取得できない場合は10ページをご覧ください。</p> <p>2 法人市民税の減免申請をしている場合 法人市民税均等割減免決定通知書の写しを提出してください（事業年度によっては、複数年分の通知が必要となる場合があります）。</p> <p>3 個人事業主の場合 代表者の1年分の完納が確認できる直近の個人市民税・県民税の納税証明書を提出してください。個人市民税・県民税が非課税の場合は、「市民税・県民税 所得・課税（非課税）証明書」を提出してください。</p> <p>※ 決算時期によっては、証明書のほかに、領収書の提出を求める場合があります。その場合は、御連絡します。</p>
10	その他	・必要と認める書類

## 5 新型コロナウイルス感染症の影響による特例について

### (1) 国税の納税証明書について

【法人の場合】：「法人税」及び「消費税及地方消費税」の納税証明書（その3の3）

【個人の場合】：「申告所得税及復興特別所得税」及び「消費税及地方消費税」の納税証明書（その3の2）

新型コロナウイルス感染症等の影響による猶予制度の適用を受けていて上記の証明書が税務署で発行されない場合は、ア～ウいずれかの書類を提出してください。

#### ①上記の税目について納税の猶予の特例（特例猶予）を受けている場合

ア 納税の猶予許可通知書の写し

イ 猶予制度の適用を受けていることがわかる「納税証明書（その1）」（写し可）

#### ②特例猶予によらない猶予を受けている場合

ウ 換価・納税の猶予許可通知書の写し及び猶予申請書（事由として新型コロナウイルスについて記載があり、収受印のあるもの）の写し

※ 上記の猶予制度等については、税務署にお問合せください。

### (2) 市税の納税証明書について

新型コロナウイルス感染症等の影響により市税の徴収を猶予されている場合は、徴収（換価の）猶予承認通知書の写しとその申請書（事由として新型コロナウイルスについて記載があり、収受印のあるもの）の写しを提出してください。

※ 「新型コロナウイルス感染症の影響による特例について」は今後、取扱いが変更される場合がありますので、予め契約課（048-829-1179）までお問い合わせください。

## 第5章 市指定様式記入要領

### 1 受付証

①「商号又は名称」欄に、商号等を記入してください。

なお、パソコンでエクセルの様式に入力して書類を作成する場合は、上部の「商号又は名称」欄にのみ入力してください（下部の「商号又は名称」欄に自動的に反映されます）。

<b>令和5・6年度 さいたま市 小規模修繕業者登録申請受付証</b>	
<b>さいたま産業株式会社</b> ①	
〔商号又は名称〕 _____	
<ul style="list-style-type: none"><li>・この用紙は、審査が終了した通知ではありません。</li><li>・審査の進捗状況について、個別の問合せは受け付けておりません。</li><li>・不備等があった場合は、別途審査担当から連絡致します。</li><li>・審査結果の通知は、令和 年 月末に送付の予定となっておりますので、通知が届くまでこの用紙を保管してください。</li></ul>	<b>さいたま市使用欄</b>
お問い合わせは さいたま市財政局契約管理部契約課 電話048-829-1179(直通)	
----- 切り取らないでください -----	
<b>令和5・6年度 さいたま市 小規模修繕業者登録申請受付証（さいたま市控え）</b>	
<b>さいたま産業株式会社</b> ①	
〔商号又は名称〕 _____	
<ul style="list-style-type: none"><li>・この用紙は、審査が終了した通知ではありません。</li><li>・審査の進捗状況について、個別の問合せは受け付けておりません。</li><li>・不備等があった場合は、別途審査担当から連絡致します。</li><li>・審査結果の通知は、令和 年 月末に送付の予定となっておりますので、通知が届くまでこの用紙を保管してください。</li></ul>	<b>さいたま市使用欄</b>
お問い合わせは さいたま市財政局契約管理部契約課 電話048-829-1179(直通)	

## 2 小規模修繕業者登録申請書

### 小規模修繕業者登録申請書

① (記入日) 令和 5 年 4 月 20 日

(あて先)

さいたま市長

さいたま市水道事業管理者

令和5・6年度において、さいたま市の発注する小規模修繕に係る業者登録を申請します。  
 なお、この申請書及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。さらに、暴力団等との関係を有していないこと及び説明を求められた際には誠実に応じることを誓約します。

### 申請者

②	〒 330 - 9586
本店所在地 又は住所	埼玉県さいたま市浦和区常盤6-4-4 パブリック・フィナンシャルオ フィスビルディング6階
③ (登記上の所在地)	埼玉県さいたま市緑区中尾975-1
(フリガナ)	サイタマゾウ
④	商号又は名称 <u>さいたま産業株式会社</u>
(フリガナ)	サイタマゾウ
⑤ 代表者役職名	代表取締役
⑥ 代表者氏名	さいたま太郎
⑦	TEL 048-000-0000 FAX 048-000-0000
⑧ 法人番号 <small>(個人事業主の方は記入しないでください)</small>	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1

⑨ 実印  
(代表者印)

実印

●下記使用印鑑届出欄には、次の両方に該当する場合のみ押印してください。

- 1 代理人を設置しない(委任しない)。
- 2 実印(代表者印)以外の印を入札書、請求書及び契約締結等に使用する。

#### 使用印鑑届出欄

次の印鑑を、入札書、請求書及び契約締結等に使用しますので届出ます。

#### 注意事項

- 1 使用印鑑として認めるのは、次の3方式に限ります。
  - (1) 役職印(代表取締役印等)での押印。
  - (2) 社印(角印)と個人印の2つの印鑑を併用しての押印。
  - (3) (個人事業主のみ)個人印(認印)での押印。
- 2 スタンプタイプの簡易印鑑(シャチハタ等)での押印は不可。

⑩ 使用印鑑

使用印鑑

⑪	申請事務 担当者氏名	さいたま次郎	
	TEL	048-000-0000	FAX 048-000-0000
⑫	(行政書士が申請を代理する場合) 行政書士名	行政書士 〇〇〇〇	
	TEL	048-000-0000	FAX 048-000-0000

05・06期時



さいたま市PRキャラクターつばが電メツ

項目	小規模修繕業者登録申請書記入要領
①記入日	・様式への <b>記入日</b> を記入してください。提出日ではありませんので、ご注意ください。
②本店所在地又は住所	・埼玉県から記入してください。また、「丁目」「番」「号」「番地」については、「－（ハイフン）」で記入し、「大字」は省略してください。
③（登記上の所在地）	・登記上の所在地と事実上の本店（本社）の所在地が異なる場合は必ず記入してください。
④商号又は名称	・履歴（現在）事項全部証明書のとおりに入力してください。（株式会社、有限会社等法人の種類を表す部分も省略せず記入してください。）また、 <b>フリガナ</b> については、 <b>法人の種類を表す文字部分は省略</b> して入力してください。
⑤代表者役職名	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">法人</div> ・・・履歴（現在）事項全部証明書の役職名を記入してください。 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">個人</div> ・・・「代表者」と記入してください。
⑥代表者氏名	<p>・高（はしごだか）、崎（たつさき）等の<b>外字</b>※が氏名に含まれている場合は、代用の文字で記入してください。</p> <p>※ 登録できる漢字は、J I S規格の第一水準及び第二水準と定められている漢字に限ります。詳細は16ページを参照してください。</p>
⑦TEL・FAX	・市外局番、局番、番号を「－（ハイフン）」で区切って入力してください。
<b>【法人のみ対象】</b> ⑧法人番号	<p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）で規定された法人番号13桁を入力してください。</p> <p>・<b>個人事業主の方は記入しないでください。</b></p>
⑨実印	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">法人</div> ・・・印鑑証明書の印鑑を押印してください。 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">個人</div> ・・・印鑑登録証明書の印鑑を押印してください。
⑩使用印鑑	<p>・実印（代表者印）以外の印鑑を使用する場合に必ず押印してください。<b>実印を使用印鑑として使用する場合及び代理人を置く場合は、押印不要です。</b></p> <p>・使用印鑑は、申請書に記載の「使用印鑑届出欄」における注意事項1(1)から(3)のいずれかの方式で押印してください。</p> <p>・役職印を使用する場合は、申請書に記載した代表者役職名と同じ役職名のものを押印してください。ただし、社会通念上申請の役職にある代表者が社内呼称等で使用することが考えられる役職名であれば可とします。</p> <p>・個人印を押印する場合は、代表者の姓と同一のものを押印してください。</p> <p>・<b>役職名が、印影から読み取ることができない役職印は使用不可とします。</b></p>
⑪申請事務担当者氏名 TEL・FAX	<p>・申請書を作成する担当者の氏名を入力してください。行政書士が申請書を作成している場合でも、申請書の内容について把握している担当者氏名を必ず入力してください。</p> <p>・TEL及びFAXは、申請書について確認事項がある際の連絡先となりますので、連絡をとりやすい番号を入力してください。</p>
<b>【行政書士が申請を代理する場合のみ対象】</b> ⑫行政書士名・印 TEL・FAX	<p>・行政書士が申請書を作成した場合は必ず記入し、職印（個人印は不可）を押印してください。</p> <p>・行政書士が申請書を作成している場合は、申請書について確認事項がある際、行政書士に優先的に連絡をします。</p>

※ 小規模修繕業者登録申請書は不備があった場合や修正液・修正テープを使用した場合には、実印（代表者印）欄等に押印した原本の再提出が必要となります。提出前に、誤記、押印漏れ等不備がないかを必ず確認し、万一、誤記載等ありましたら、修正液・修正テープを使用せず、正しい内容で作成し直してください。

### 3 小規模修繕登録希望業務申請書

項目	小規模修繕登録希望業務申請書記入要領
①希望業務	・最大5業務まで申請できます。申請を希望する業務の「希望」欄に、○をつけてください。
②主な業務の内訳	・「その他修繕」、「物品修繕」を希望する場合は、具体的な修繕業務の内容を記入してください。



小規模修繕登録希望業務申請書

①					
希望	登録業務 コード	業務区分	分類番号	登録希望業務	主な業務の内訳
	1800	施設修繕	010	大工	床・壁・手摺・階段等
			020	内装	カーペット・クロス等
○			030	屋根	瓦・スレート等(材質は問わず。)
			040	畳	
			050	ふすま・障子	
			060	ガラス	
○			070	給排水設備	洗面台・管・蛇口・ポンプ等
			080	給湯設備	給湯器等
			090	トイレ	便器・配管等
			100	サッシ・カーテン	ブラインド・カーテンレール等
			110	空調設備	室内機・室外機・ダクト設備等
			120	ガス管配管設備	
			130	厨房設備	ガスオープン等
			140	電気設備	蛍光灯・電球・配線・コンセント等
			150	ドア・シャッター	
			160	塗装	塗装・防水塗装等
			170	防犯設備	扉・窓等の錠前、鍵、セーフティロック装置等
			180	外構・フェンス	建物に附属するものに限る。
○	1801	その他修繕	200	その他修繕	※具体的な修繕業務の内容を記入してください。 ② 公園遊具の修繕
	1802	物品修繕	300	物品修繕	※具体的な修繕業務の内容を記入してください。

※最大5業務まで希望できます。希望の欄に○をつけてください。

※「その他修繕」、「物品修繕」を希望する場合は、その内容を「主な業務の内訳」に記入してください。

#### 4 外字の取扱について

外字とは、文字コード等の特定の文字集合に含まれない文字のことを指します。登録名簿に登載する漢字は、J I S規格の第1水準及び第2水準と定められた漢字に限ります（登録名簿では、外字ではなく代用の漢字に登載しますが、契約書や請求書等において、外字の使用を制限するものではありません）。

したがって、小規模修繕業者登録申請書及び委任状において、J I S規格第1水準及び第2水準と定められたもの以外の漢字（外字）を使用する場合、他の平易な漢字又はカタカナ等の代用文字について、次のとおり対応しますのでご了承ください。

次の外字を記入された場合、右側の代用漢字に修正します。

高 → 高	崎 → 崎	檜 → 橋
吉 → 吉	隆 → 隆	徳 → 徳
瀬 → 瀬	鉄 → 鉄	脇 → 脇
満 → 満	清 → 清	柳 → 柳
辻 → 辻	榭 → 榭	琢 → 琢
英 → 英	藤 → 藤	丈 → 丈

以下の外字を記入された場合、審査時にこちらから連絡し、代用文字について協議させていただきます。

・ 昱 ・ 葩 ・ 运 ・ 堯 ・ 廣 ・ 濱 ・ 靜 ・ 衆 他

5 委任状（小規模修繕）

## 委 任 状（小規模修繕）

（あて先）  
さいたま市長  
さいたま市水道事業管理者

① (記入日) 令和 5 年 4 月 20 日

〒330-8501

② 代理人を置く  
営業所等の所在地 埼玉県さいたま市大宮区吉敷町1-124-1

③ 代理人を置く  
営業所の名称 大宮支店

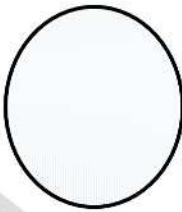
④ 代理人役職名 支店長

(フリガナ) サイタマ次郎  
⑤ 代理人氏名 さいたま次郎

⑥ 代理人 電話番号 048-000-0000 FAX番号 048-000-0000

⑦

代理人使用印鑑



私は、上記の者を代理人と定め、令和5・6年度小規模修繕業者登録の有効期間において、下記(1)～(6)の権限を委任します。


記

(委任事項)

- (1) 見積りに関すること。
- (2) 契約の締結に関すること。
- (3) 契約の履行に関すること。
- (4) 代金の請求及び受領に関すること。
- (5) 復代理人の選任に関すること。
- (6) 前各号に付帯する一切のこと。

以上

05・06版時



さいたま市P.R.キャラクター「まはろ」

⑧ 〒330-9586


本店所在地 埼玉県さいたま市浦和区常盤6-4-4  
又は住所 パブリック・フィナンシャルオフィスビルディング6階

(登記上の所在地) 埼玉県さいたま市緑区中尾975-1

商号又は名称 さいたま産業株式会社

代表者役職名 代表取締役

代表者氏名 さいたま太郎



実印  
(代表者印)

委任状は、見積り、契約の締結、代金の請求等の権限を代理人に委任する場合必要となります（小規模修繕業者登録申請の委任ではありません）。委任しない場合は、提出する必要はありません。

なお、市内に委任先の所在地がある場合のみ、代理人を設置することができます。

※同一人物への委任はできません。

項目	委任状記入要領
①記入日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・様式への<b>記入日</b>を記入してください。提出日ではありませんので、ご注意ください。</li> </ul>
②代理人を置く営業所等の所在地	<ul style="list-style-type: none"> <li>・埼玉県から記入してください。</li> <li>・「丁目」「番」「号」「番地」については、「-（ハイフン）」で記入し、「大字」は<b>省略</b>してください。</li> </ul>
③代理人を置く営業所の名称	<ul style="list-style-type: none"> <li>・営業所の名称を記入してください。</li> <li>・本店内に代理人を置く場合は、「本社」、「本店」等の名称又はその代理人の所属部、課等の名称を記入してください（営業所名称なしとすることはできません）。</li> </ul>
④代理人役職名	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「支店長」、「営業所長」、「取締役営業本部長」等、代理人となる者の役職名を記入してください。</li> </ul>
⑤代理人氏名	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高（はしごだか）、崎（たつさき）等の<b>外字*</b>が氏名に含まれている場合は、<b>代用の文字で記入</b>してください。</li> <li>※ 登録できる漢字は、J I S規格の第一水準及び第二水準と定められている漢字に限ります。詳細は16ページを参照してください。</li> </ul>
⑥代理人電話・FAX番号	<ul style="list-style-type: none"> <li>・代理人を置く営業所等の市外局番、局番、番号を「-（ハイフン）」で区切って記入してください。</li> </ul>
⑦代理人使用印鑑	<ul style="list-style-type: none"> <li>・契約等の際に使用する印鑑を押印してください。<b>スタンプタイプの簡易印鑑（シヤチハタ等）は使用できません。</b></li> <li>・使用印鑑は、次の3つのいずれかの方式で押印してください。 <ol style="list-style-type: none"> <li>① 役職印（支店長印等）での押印（役職印を使用する場合は、代理人役職名と同一の役職印を使用してください。<b>申請書に記載のある役職名が、印影から読み取ることができない役職印は使用不可とします。</b>）</li> <li>② 社印（角印）と個人印の2つの印鑑を併用しての押印</li> <li>③ 個人印での押印（個人事業主のみ）</li> </ol> </li> </ul>
⑧本店所在地又は住所・商号又は名称・代表者役職名・代表者氏名・実印	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小規模修繕業者登録申請書の内容と一致させてください。また、この欄には、印鑑証明書（個人事業主の場合は印鑑登録証明書）にある印鑑を押印してください。</li> </ul>

## 第6章 市指定様式集

- 1 受付証
- 2 小規模修繕業者登録申請書
- 3 小規模修繕登録希望業務申請書
- 4 委任状（小規模修繕）

令和5・6年度 さいたま市  
小規模修繕業者登録申請受付証

(商号又は名称) \_\_\_\_\_

- ・この用紙は、審査が終了した通知ではありません。
- ・審査の進捗状況について、個別の問合せは受け付けておりません。
- ・不備等があった場合は、別途審査担当から連絡致します。
- ・審査結果の通知は、令和 年 月末に送付の予定となっておりますので、通知が届くまでこの用紙を保管してください。

さいたま市使用欄

お問い合わせは

さいたま市財政局契約管理部契約課 電話048-829-1179(直通)

----- 切り取らないでください -----

令和5・6年度 さいたま市  
小規模修繕業者登録申請受付証(さいたま市控え)

(商号又は名称) \_\_\_\_\_

- ・この用紙は、審査が終了した通知ではありません。
- ・審査の進捗状況について、個別の問合せは受け付けておりません。
- ・不備等があった場合は、別途審査担当から連絡致します。
- ・審査結果の通知は、令和 年 月末に送付の予定となっておりますので、通知が届くまでこの用紙を保管してください。

さいたま市使用欄

お問い合わせは

さいたま市財政局契約管理部契約課 電話048-829-1179(直通)

# 小規模修繕業者登録申請書

(記入日) 令和 年 月 日

(あて先)  
さいたま市長  
さいたま市水道事業管理者

令和5・6年度において、さいたま市の発注する小規模修繕に係る業者登録を申請します。  
なお、この申請書及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。さらに、暴力団等との関係を有していないこと及び説明を求められた際には誠実に応じることを誓約します。

## 申請者

〒 \_\_\_\_\_  
本店所在地  
又は住所 \_\_\_\_\_

(登記上の所在地) \_\_\_\_\_  
(フリガナ) \_\_\_\_\_

商号又は名称 \_\_\_\_\_  
(フリガナ) \_\_\_\_\_

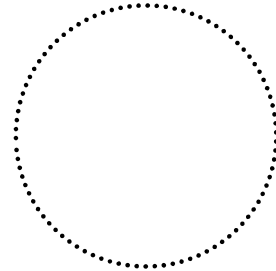
代表者役職名 \_\_\_\_\_ 代表者氏名 \_\_\_\_\_

TEL \_\_\_\_\_ FAX \_\_\_\_\_

法人番号  
(個人事業主の方は記入しないでください)

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

実印  
(代表者印)



### ●下記使用印鑑届出欄には、次の両方に該当する場合のみ押印してください。

- 1 代理人を設置しない(委任しない)。
- 2 実印(代表者印)以外の印を入札書、請求書及び契約締結等に使用する。

#### 使用印鑑届出欄

次の印鑑を、入札書、請求書及び契約締結等に使用しますので届出ます。

#### 注意事項

- 1 使用印鑑として認めるのは、次の3方式に限ります。
  - (1) 役職印(代表取締役印等)での押印。
  - (2) 社印(角印)と個人印の2つの印鑑を併用しての押印。
  - (3) (個人事業主のみ) 個人印(認印)での押印。
- 2 スタンプタイプの簡易印鑑(シャチハタ等)での押印は不可。

使用印鑑



申請事務 担当者氏名			
TEL		FAX	
(行政書士が申請を代理する場合) 行政書士名		職 印	
TEL		FAX	

05・06随時



さいたま市PRキャラクターつなぐ電メウ

小規模修繕登録希望業務申請書

希望	登録業務 コード	業務区分	分類番号	登録希望業務	主な業務の内訳
	1800	施設修繕	010	大工	床・壁・手摺・階段等
			020	内装	カーペット・クロス等
			030	屋根	瓦・スレート等(材質は問わず。)
			040	畳	
			050	ふすま・障子	
			060	ガラス	
			070	給排水設備	洗面台・管・蛇口・ポンプ等
			080	給湯設備	給湯器等
			090	トイレ	便器・配管等
			100	サッシ・カーテン	ブラインド・カーテンレール等
			110	空調設備	室内機・室外機・ダクト設備等
			120	ガス管配管設備	
			130	厨房設備	ガスオープン等
			140	電気設備	蛍光灯・電球・配線・コンセント等
			150	ドア・シャッター	
			160	塗装	塗装・防水塗装等
			170	防犯設備	扉・窓等の錠前・鍵、セーフティロック装置等
			180	外構・フェンス	建物に附属するものに限る。
	1801	その他修繕	200	その他修繕	※具体的な修繕業務の内容を記入してください。
	1802	物品修繕	300	物品修繕	※具体的な修繕業務の内容を記入してください。

※最大5業務まで希望できます。希望の欄に○をつけてください。

※「その他修繕」、「物品修繕」を希望する場合は、その内容を「主な業務の内訳」に記入してください。



# 委任状（小規模修繕）

（あて先）

さいたま市長

（記入日） 令和 年 月 日

さいたま市水道事業管理者

〒 \_\_\_\_\_  
代理人を置く  
営業所等の所在地 \_\_\_\_\_

（フリガナ）

代理人を置く  
営業所の名称 \_\_\_\_\_

代理人役職名 \_\_\_\_\_

（フリガナ）

代理人氏名 \_\_\_\_\_

代理人  
電話番号 \_\_\_\_\_

代理人  
FAX番号 \_\_\_\_\_

代理人使用印鑑

私は、上記の者を代理人と定め、令和5・6年度小規模修繕業者登録の有効期間において、次の(1)～(6)の権限を委任します。

## （委任事項）

- (1) 見積りに関すること。
- (2) 契約の締結に関すること。
- (3) 契約の履行に関すること。
- (4) 代金の請求及び受領に関すること。
- (5) 復代理人の選任に関すること。
- (6) 前各号に付帯する一切のこと。

05・06随時



さいたま市PRキャラクターつなが電メウ

〒 \_\_\_\_\_  
本店所在地  
又は住所 \_\_\_\_\_

（登記上の所在地）

商号又は名称 \_\_\_\_\_

代表者役職名 \_\_\_\_\_

代表者氏名 \_\_\_\_\_

実印  
（代表者印）